

## 景観規制の担当一覧

(令和4年(2022年)1月現在)

根拠法令	地区等の名称	概要	景観政策課
景観法及び 京都市市街地景観整備条例	各美観地区・美観形成地区 歴史的景観保全修景地区 各修景地区	建築物や工作物の形態、意匠、色彩の制限があり、工事着手前に手続きが必要です。	都市デザイン担当 (222-3474)
京都市市街地景観整備条例	地域景観づくり協議地区	景観関係の手続きの前に、建築等の計画について協議会への意見聴取と市への報告が必要です。	企画担当 (222-3397)
京都市市眺望景観創生条例	眺望空間保全区域	建築物や工作物の高さの制限があり、工事着手前に手続きが必要です。	都市デザイン担当 (風致地区等を除く。) (222-3474)
	近景デザイン保全区域	建築物や工作物の形態、意匠、色彩の制限があり、工事着手前に手続きが必要です。	
	遠景デザイン保全区域	建築物や工作物の色彩の制限があり、工事着手前に手続きが必要です。	
	事前協議区域 (景観デザインレビュー)	事前協議区域内で事前協議の対象行為を行う場合、景観関係の手続きの前に協議(手続き)が必要です。	歴史的景観保全担当 (222-3397)
文化財保護法 京都市伝統的建造物群保存 地区条例	伝統的建造物群保存地区	建築物や工作物の外観の変更(宅地の造成・木竹の伐採等含む)に厳しい制限があり、工事着手前に手続きが必要です。必ず事前に相談してください。	町並み保全担当 (222-3397)
景観法 歴史まちづくり法※ 京都市市街地景観整備条例	景観重要建造物、景観重要樹木及び歴史的風致形成建造物の指定・変更・助成 伝統的建造物群保存地区、歴史的景観保全修景地区、重要界わり景観整備地域、界 わり景観建造物及び歴史的意匠建造物の助成金		
京都市市街地景観整備条例	市街地景観協定区域	景観関係の手続きの前に、建築等の計画について協定締結者への意見聴取と市への届け出(手続き)が必要です。	都市デザイン担当 (222-3474)

※ 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の通称

## 風致関連の担当一覧

(令和4年(2022年)1月現在)

根拠法令	地区等の名称	概要	風致保全課
京都市風致地区条例	風致地区[第1種～第5種] 各特別修景地区	現状変更行為の内容に応じて形態, 意匠, 色彩等の制限があり, 工事着手前に手続きが必要です。	風致第一・第二担当 (222-3475)
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	歴史的風土保存区域 歴史的風土特別保存地区	法に掲げる行為の内容に応じて形態, 意匠, 色彩等の制限があり, 工事着手前に手続きが必要です。	
京都市市眺望景観創生条例	眺望空間保全区域	建築物や工作物の高さの制限があり, 工事着手前に手続きが必要です。	風致第一・第二担当 (風致地区等に限る。) (222-3475)
	近景デザイン保全区域	建築物や工作物の形態, 意匠, 色彩の制限があり, 工事着手前に手続きが必要です。	
	遠景デザイン保全区域	建築物や工作物の色彩の制限があり, 工事着手前に手続きが必要です。	
	事前協議区域 (景観デザインレビュー)	事前協議区域内で事前協議の対象行為を行う場合, 景観関係の手続きの前に協議(手続き)が必要です。	景観政策課 歴史的景観保全担当 (222-3397)
京都市自然風景保全条例	自然風景保全地区 [第1種及び第2種]	条例に掲げる行為の内容に応じて形態, 意匠, 色彩等の制限があり, 工事着手前に手続きが必要です。	風致第一・第二担当 (222-3475)
都市緑地法	特別緑地保全地区[近郊緑地特別保全地区を含む]	法に掲げる行為の内容に応じて形態, 意匠等の制限があり, 工事着手前に手続きが必要です。	
近畿圏の保全区域の整備に関する法律	近郊緑地保全区域	法に掲げる行為の内容に応じて形態, 意匠等の制限があり, 工事着手前に手続きが必要です。	風致第一・第二担当 (222-3475)
京都市市街地景観整備条例	地域景観づくり協議地区	景観関係の手続きの前に, 建築等の計画について協議会への意見聴取と市への報告が必要です。	景観政策課 企画担当 (222-3397)